

計画の推進体制

1. 庁内推進体制を充実し、全庁的に男女共同参画の視点を浸透させます。
2. 市民・事業所等との連携を積極的に進めるとともに、「橿原市男女共同参画広場」の機能を充実します。
3. 国・県等関係機関と連携し、計画の推進にあたります。

計画の進行管理

男女共同参画の進捗程度がわかりやすくなるように、検証指標を抽出・設定し、毎年度の成果を測り、フォローアップを行います。

指標の設定(抜粋)

▶基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性 63.7% / 男性 70.2% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100% ★目標値は、「第3次男女共同参画基本計画」の目標値を参考にしています

市民意識調査を実施することで、男女共同参画が浸透したかを測ります。

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
男女共同参画広場で開催する講座回数並びに参加人数	40回/年、743人 (平成25年2月末現在)	40回/年、800人

男女共同参画をテーマに開催した講座の参加者数により、男女平等・男女共同参画学習の機会の拡大程度を測ります。

▶基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
審議会等における女性の登用率	20.7%	30%
女性のいない審議会等の割合	15.0%	0% (解消)

どれだけの審議会等が達成できているかで積極的改善措置の進み具合を測ります。

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
自治会の委員に占める女性委員の割合	8.5%	9.5%

自治会委員の女性割合で、地域で女性がリーダーとして性別に関わりなく能力を発揮できているかを測ります。

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉の認知度	女性 38.5% / 男性 49.6% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100%

市民意識調査を実施することで、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識の浸透が進んでいるかを測ります。

▶基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
市男性職員の育児休業取得率	4.0% (平成25年2月末現在)	5.0% ★目標値は、「橿原市特定事業主行動計画」の目標値

市職員の中で、どれだけの男性が育児休業を取得しているかによって、庁内で男女が共同で行う子育てと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識の浸透が進んでいるかを測ります。

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
ファミリーサポートセンター事業の実施数	登録会員数 273名 / 活動件数 539件	登録会員数 380名 / 活動件数 1270件

子育てにおける市民の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの会員数によって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめざす子育て家庭への地域支援の進み具合を測ります。

▶基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
子宮がん検診の受診率	22.3% (平成25年2月末現在)	31.8% ★目標値は、「健康かしはら21(第2次)計画」平成34年度の目標値
乳がん検診の受診率	20.3% (平成25年2月末現在)	30.4% ★目標値は、「健康かしはら21(第2次)計画」平成34年度の目標値

上記2つの数値によって、性差に応じた健康づくり支援の進み具合を測ります。

検証指標	計画策定時(平成24年度)	目標値(平成29年度)
女性に対する暴力防止の啓発回数	0回/年	3回/年

女性に対する暴力を許さない意識を醸成するための取組の進み具合を測ります。

橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版 ～にじプラン セカンドステージ～ ●ダイジェスト版●

2013年(平成25年)(編集・発行) 橿原市 人権政策課
〒634-8586 橿原市八木町1丁目1-18 TEL 0744-22-4001

HP <https://www.city.kashihara.nara.jp/jinken/index.html> ※計画詳細はHPをご覧ください。

第2次

橿原市男女共同参画 行動計画 [改訂版]

にじプラン セカンドステージ

ダイジェスト版



2013年(平成25年)
奈良県 橿原市

男女共同参画社会とは？

性別に関係なく、男女がともに社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が平等に確保され、喜びも責任も分かち合うことのできる社会です。

計画がめざすのはこんな社会

めざす社会を実現するためには、市民の皆さんの積極的な関わりが重要です。

家庭や地域、職場、学校等あらゆる分野に積極的に参画していきましょう。また、市が実施する男女共同参画講演会や男女共同参画広場で開催する講座等に積極的に参加しましょう。



家庭では

- 家事も子育ても介護も、「女だから、男だから」と性別で役割を決めないで、家族みんなで協力し合っています。
- 性別に関わりなく、子どもたち一人ひとりの個性や自主性が大切にされる家庭教育が行われています。
- 一人ひとりの人権を尊重することの大切さが浸透しています。

地域では



- 男女の不平等につながる慣行にとらわれることなく、老若男女が自分のできることを協力しながら、豊かで住みよい地域づくりが進められています。
- 一人ひとりが健康の大切さを認識し、主体的にそれぞれの年齢に応じた健康づくりに取り組んでいます。

めざす姿

人権の尊重
参画社会

と男女共同
の実現

男女共同参画が必要なのはなぜ？

檀原市では、2010年（平成22年）には人口が減少し始め、今後も人口減少が急速に進むとともに、人口全体に占める65歳以上の人口の割合が増してくることが予想されます。そうした状況の中で、本市が今後もますます活力あるまちをめざすためには、男女共同参画施策を充実させることによって、性別や年齢などを越えて協力しながら、

まちづくりを進める必要があります。

また、「女だから、男だから」と性別で役割を固定した考え方は、個人としての生き方を制限したり、男女の格差を生むことにもつながります。一人ひとりの個性や能力が発揮できる取組を進める必要があります。



教育の場 では

- 男女平等や人権についての見識豊かな教職員のもとで、男女平等や思いやりの心、自立心が育まれています。
- 性別による固定的な見方・考え方を取り除いて、子ども一人ひとりの能力や自主性に基づく進路選択ができる環境が整っています。
- 老若男女が学びたいときに学べる学習の機会や活動の場が提供されています。

職場 では



- 仕事と家庭生活、地域活動のバランスがとれる職場環境の中で、男女が対等にいきいきと働いています。
- どのような働き方を選んでも、個性や能力、意欲等が十分に発揮できる環境づくりが進んでいます。

計画の目的

この計画は、男女が職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に対等に参画し、ともに責任を分かち合うことで、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを実現し、次世代へとつなげていくことを目的とします。

計画の基本理念

基本理念には、「檀原市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念を踏襲して掲げ、市、市民、事業者、教育関係者がともに男女共同参画のまちづくりに取り組む指針とします。

- 1. 男女の人権の尊重
- 2. 社会における制度又は慣行への配慮
- 3. 方針の立案・決定の場への共同参画
- 4. 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5. 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6. 国際社会における取組を考慮した推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

施策の方向(1) 男女平等の意識づくり

「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という、性別で役割を固定的に考える意識を解消し、社会の様々な分野に男女が対等に参画できるよう、男女平等や男女共同参画の必要性について啓発活動等を進めます。

こんな施策を進めます

- (1)-1 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の充実
- (1)-2 市民や事業者等との協働による男女共同参画事業
- (1)-3 性別に関わる問題についての相談の充実
- (1)-4 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供
- (1)-5 市職員の男女共同参画意識の向上

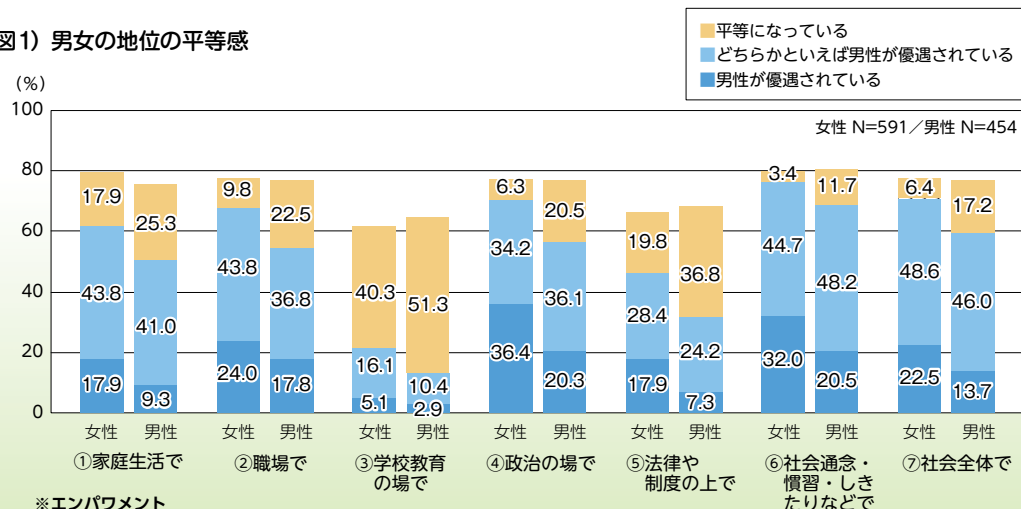
施策の方向(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進

子どもたちが、人権尊重を基盤にした男女平等観を養えるよう、学校や地域等における男女平等教育や学習を充実します。また、生涯を通じて自らが持つ能力を最大限に活用して生きていけるよう、生涯学習の充実を図ります。特に、「男らしさ」を求められて制約が多かった男性が、固定的性別役割分担意識を解消できるよう、支援を行います。

こんな施策を進めます

- (2)-1 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進
- (2)-2 多様な選択を可能にする学習機会の提供
- (2)-3 男性のエンパワメント*支援
- (2)-4 女性のエンパワメント支援

図1) 男女の地位の平等感



*エンパワメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

施策の方向(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

将来にわたり、檀原市が活力ある社会を創造していくためには、多様な人材による新たな発想を取り入れていくことが重要です。市や事業所、地域活動等において実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*を推進します。

こんな施策を進めます

- (3)-1 市審議会等への女性の参画促進
- (3)-2 市役所における女性の積極的登用
- (3)-3 事業所等における政策方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進

住みよいまちづくりには「地域力」が欠かせません。まちづくりや観光、子育て支援や介護活動等の課題解決型の活動が充実するよう、男女共同参画の視点での取組の重要性を浸透させます。そのためにも、男女共同参画推進拠点である「男女共同参画広場」の機能を充実していきます。

こんな施策を進めます

- (4)-1 男女共同参画広場の機能の充実
- (4)-2 地域活動における男女共同参画の推進
- (4)-3 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

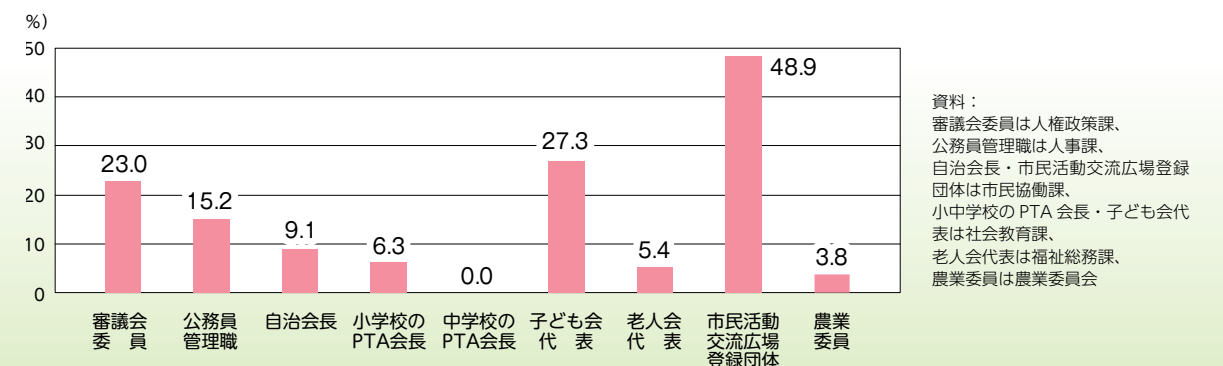
施策の方向(5) 防災における男女共同参画の推進

現在進めている防災・減災の取組の中に、男女のニーズの違いへの配慮や、防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直す等、男女共同参画の視点を取り入れます。

こんな施策を進めます

- (5)-1 防災における男女共同参画の推進

図2) 檀原市における各分野の意思決定過程への女性の参画率(平成23年度)



*積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

計画の特徴

1. 目標（検証指標）による進行管理を行います。（裏表紙参照）
毎年度の成果を測り、フォローアップを行います。
2. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を盛り込みます。
3. 計画が絵に描いた餅に終わることなく、期間内に目標を達成するために、重点項目及び重点施策の設定をします。

計画の重点項目

5つの重点項目を設定し、様々な具体的な施策の中で取組を行っていきます。

1. 男女共同参画社会実現の「はじめの一步」は、市役所の取組から始めます。
2. 女性が参画することで多様な意見を施策に反映させられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に進めます。
3. 男女共同参画広場において、主体的に運営に参加・参画する市民（市民、地域団体、市民活動団体、事業者）を育成します。
4. 男性が職場、地域、家庭においていきいきと活躍し、喜びを感じられる心豊かな生き方ができるよう支援します。
5. 子どもの頃から男女平等・男女共同参画意識の浸透を図り、DV^{*}への取組を通して児童虐待の根絶をめざします。

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

施策の方向(6) 女性や若者の就業支援

女性や若者等が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、いきいきと働くことのできる就業支援に取り組みます。

こんな施策を進めます

- (6)-1 職業能力の開発と就業のための支援
- (6)-2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進
- (6)-3 若者の自立支援

施策の方向(7) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業所等に対して、女性と男性が対等なパートナーとして能力を発揮できるような職場づくりに積極的に取り組むよう働きかけを進めます。

こんな施策を進めます

- (7)-1 職場における男女共同参画の取組の促進

施策の方向(8) 仕事と家庭・地域活動との両立支援

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}」の取組は、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらすばかりでなく、企業にとっては、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上などにつながるものです。子育てや介護のサービスを充実するとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性について普及、啓発していきます。

こんな施策を進めます

- (8)-1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援
- (8)-2 総合的な子育て支援策の充実
- (8)-3 高齢者や障がい者等の自立・介護の支援や介護・介助者のための支援

^{*}仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

施策の方向(9) 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進

女性は、妊娠や出産をする可能性もあることから、女性と男性では健康上の問題が異なることに留意し、生涯を通じて的確な健康支援に取り組みます。

こんな施策を進めます

- (9)-1 身体とこころの健康に関する学習機会と情報の提供
- (9)-2 思春期における身体とこころの健康づくり
- (9)-3 生涯を通じての心身の健康づくり支援

施策の方向(10) DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり

DVやデートDV^{*}等あらゆる暴力を根絶するためには、暴力は許さないという社会的認識を徹底するとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進していきます。

こんな施策を進めます

- (10)-1 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実
- (10)-2 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進
- (10)-3 女性や子どもにとって安全な環境づくり
- (10)-4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の強化

施策の方向(11) 社会的に不利な立場にある人が安心して暮らせる環境整備

高齢単身女性世帯やひとり親世帯等では、貧困など生活上の困難を抱える世帯が少なくありません。また、障がいがあること、在住外国人等であることに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合があります。男女共同参画の視点に立って誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めます。

こんな施策を進めます

- (11)-1 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援
- (11)-2 ひとり親家庭への支援
- (11)-3 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援

^{*}DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚を含む）・恋人などからの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。

^{*}デートDV

結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。